

地方議会制度の概要① ～議員の選出～

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（法 § 17）

- ① 任 期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法 § 93①）
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）
 - ② 選 挙 権：日本国民たる年齢満18歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法 § 18）
 - ③ 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法 § 19①）
 - ④ 選 挙 区
 - ・ 都道府県議会議員
 1. 一の市（指定都市についてはその行政区。以下同じ。）の区域
 2. 一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
 3. 隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。（公選法 § 15①、§ 269）
 - ・ 指定都市議会議員
行政区の区域（公選法 § 15⑥）
 - ・ その他市・町村議会議員
原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公選法 § 15⑥）
- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公選法 § 15⑧）

地方議会制度の概要② ～議員定数・議員の報酬等～

○ 議員の定数

- 議員の定数は、条例で定める。
(法 § 90①、91①)
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
【町村総会】(法 § 94)

○ 議員報酬等

- 議員報酬、費用弁償を支給
(法 § 203①・②)
- 期末手当を支給することが可 (法 § 203③)
- ※ 額・支給方法は条例で規定 (法 § 203④)

○ 政務活動費 (法 § 100⑭・⑮・⑯)

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派・議員に対し、政務活動費を交付することができる。

※ 額・対象経費の範囲・支給方法等は条例で規定

※ 交付を受けた会派・議員は、条例で定めるところにより議長へ収支報告書を提出

※ 議長は、政務活動費の使途の透明性確保に努める。

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

○ 兼職の禁止（法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、公選法 § 89等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合は、その候補者としての届出日に退職したものとされ、他方、議員が在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する等の必要がある。

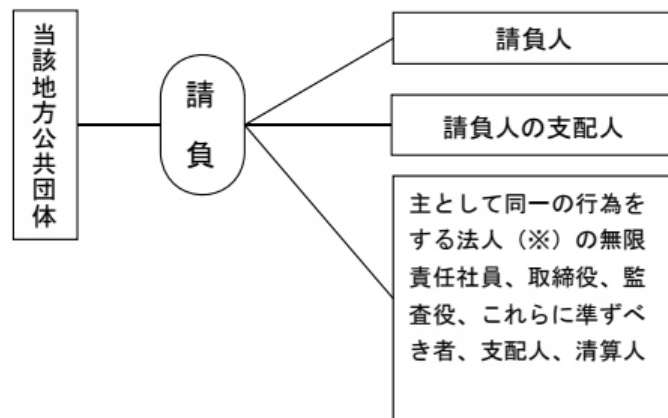
国会議員		法 § 92①
裁判官		裁判所法 § 52
他の地方公共団体の議員		法 § 92②
普通地方公共団体の長		法 § 141②
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 95
	内水面漁業管理員会の委員	漁業法 § 132による同法 § 95の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員		法 § 92②
短時間勤務職員		法 § 92②
固定資産評価員		地税法 § 406①
外部監査人		法 § 252の28③Ⅶ
港務局の委員会の委員		港湾法 § 17①

○ 兼業の禁止（法 § 92の2）

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされているほか、議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている（法 § 127①）。

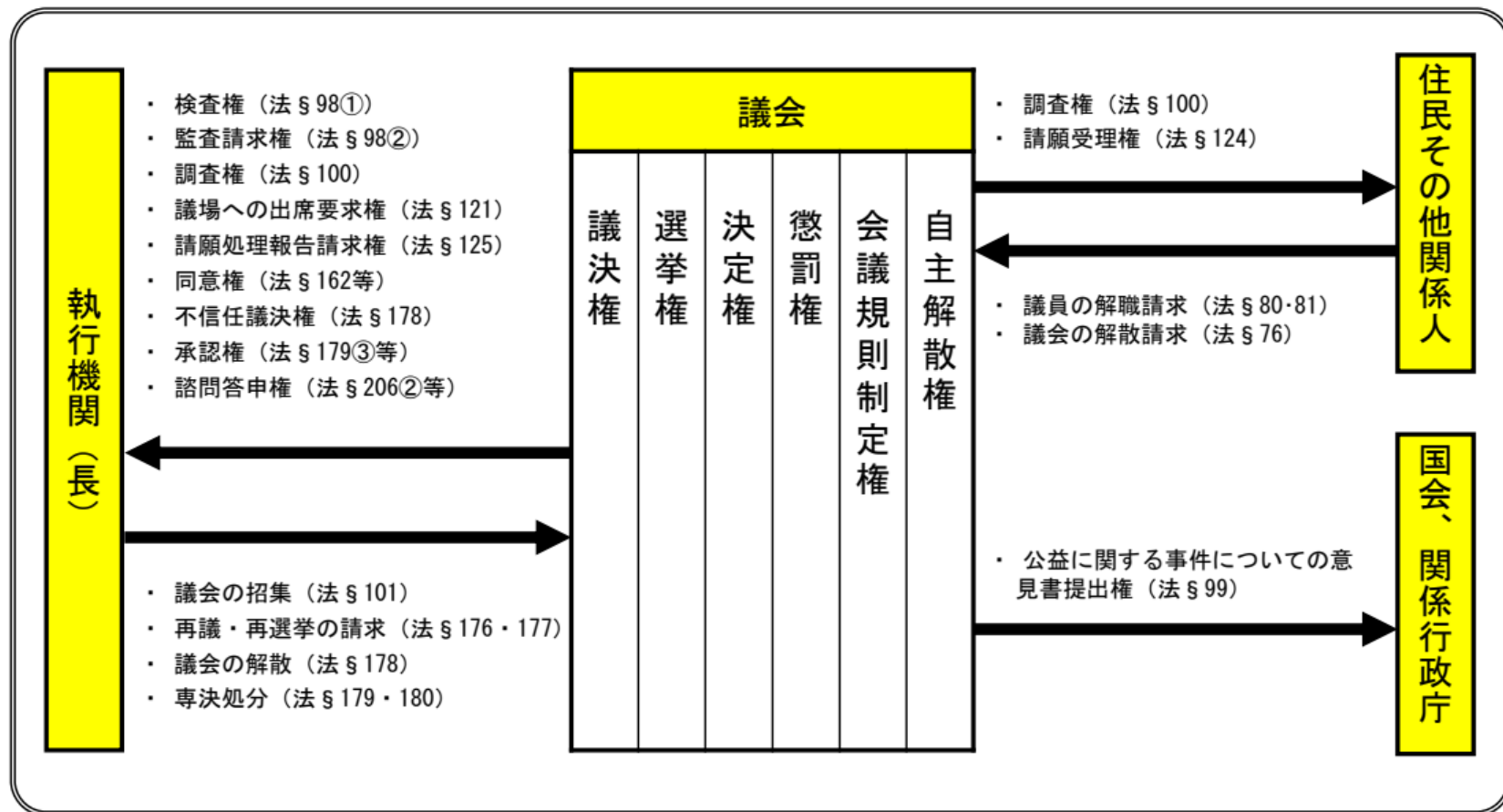
【請負の相手方】

【禁止される業】



※ 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人

地方議会制度の概要④ ～議会の権限～



地方議会制度の概要⑤ ～議会の議決権～

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができるとなっている。

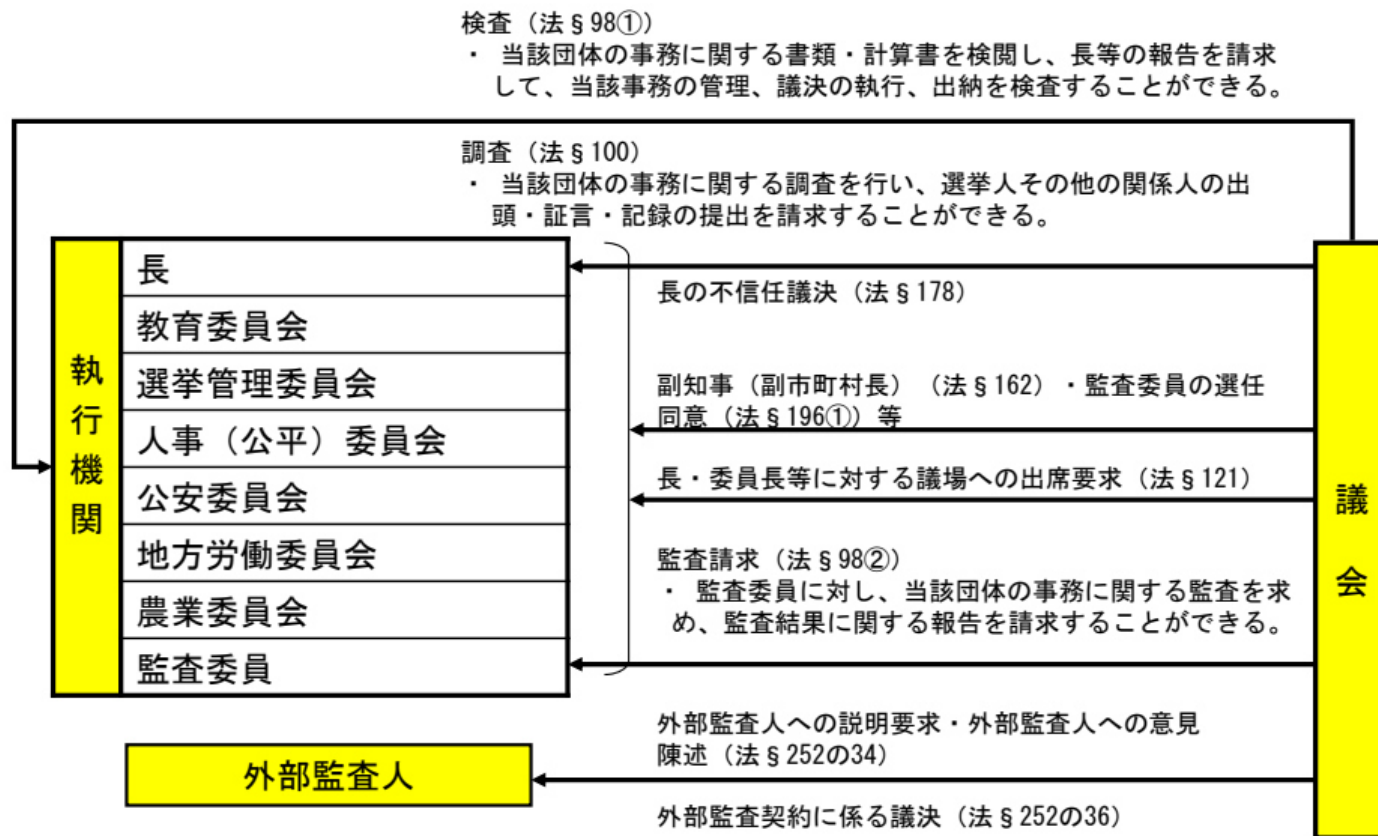
議決事件

- ① 条例の制定・改廃（法 § 14）
 - ② 予算の議決（法 § 211・218）
 - ③ 決算の認定（法 § 233）
 - ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
 - ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ①）
 - ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け
 - ⑦ 不動産の信託（法 § 237②）
 - ⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ②）
 - ⑨ 負担付きの寄付・贈与
 - ⑩ 権利の放棄
 - ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（法 § 244の2 ②）
 - ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
 - ⑬ 損害賠償額の決定
 - ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
 - ⑮ 法律又はこれに基づく法令により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定 等）
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件について議会の議決事項を定めることができる（法 § 96②）

※ 専門的事項に係る調査（法 § 100の2）

議案の審査又は当該団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。

地方議会制度の概要⑥ ～執行機関等に対する議会の監視機能～



※ 第三セクター等の経営状況書類の提出（法 § 243の3②、③）

長は、2分の1以上出資法人等の事業計画・決算書類、不動産信託の受託者の事業計画・実績書類を議会へ提出しなければならない。

地方議会制度の概要⑦ ～委員会制度～

○ 委員会の種類（法 § 109）

常任委員会	・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査
議会運営委員会	・ 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査
特別委員会	・ 議会の議決により付議された特定の事件を審査

○ 議案提出権

議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。
（法 § 109⑥）

○ 公聴会

委員会は、予算その他重要議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。（法 § 109⑤等）

○ 参考人

委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。（法 § 109⑤等）

○ 閉会中審査

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中においても、これを審査することができる。（法 § 109⑧）

地方議会制度の概要⑧ ～議会の運営～

議会の招集		・ 議会は、長が招集（法 § 101①） ・ ①議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、②議員の定数の 4 分の 1 以上の者は、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可（法 § 101②、③） ・ 上記請求があったときは、請求日から 20 日以内に招集しなければならない。（法 § 101④） ・ 上記期間中に長が招集しないときは、議長が招集する。（法 § 101⑤）
定例会・臨時会		・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集（法 § 102②） ・ 必要がある場合において、その事件に限り、臨時会を招集（法 § 102③） ・ 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。（法 § 102の2①）
定足数、議員の請求による開議		・ 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。（法 § 113） ・ 議員の定数の半分以上の者からの請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。（法 § 114①）
議長・副議長	選出	議員の中から議長・副議長 1 人を選挙（法 § 103①）
	任期	・ 議員の任期による（4 年）（法 § 103②） ・ 議会の許可を得て辞職することができる（法 § 108）
	議長の権限	秩序維持権（法 § 104・129・130・131）、議事整理権（法 § 104）、事務統理権（法 § 104）、議会代表権（法 § 104）、委員会における発言権（法 § 105） 等
議案の提出		・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。（法 § 112） * 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属 * 予算の提案権は長に専属 * 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。（議員提出は定数の12分の1） * 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属 ・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。（法 § 109⑥）

会議の公開 (法 § 115)	・ 会議は公開 ・ ただし、秘密会を開くことができる。(議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数での議決が必要)
修正の動議 (法 § 115 の 3)	・ 議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の 1 2 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。
表決 (法 § 116)	・ 議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (例外) * 事務所の位置の条例、秘密会、議員の資格決定、拒否権による再議など → 出席議員の 3 分の 2 以上の多数での同意 * 直接請求による副知事等の解職、除名処分、不信任議決など → 議員の 3 分の 2 以上の出席、その 4 分の 3 以上の同意
除斥 (法 § 117)	議長及び議員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することが可能)
会議不継続の原則 (法 § 119)	会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。
会議規則 (法 § 120)	議会は、会議規則を設けなければならない。
議会事務局 (法 § 138)	・ 都道府県の議会に事務局を置く。 ・ 市町村の議会に条例に定めるところにより、事務局を置くことができる。
議会図書室の附置 (法 § 100 ^①)	議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、官報・公報・刊行物を保管

議会の役割【権限】

第九六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第二百九十二条及び第二百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第二百五条の二、第二百九十二条及び第二百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。))により議会の権限に属する事項
- 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする)が適當でないものとして政令で定めるものを除く。))につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

- 2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。))に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

- 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とする)が適當でないものとして政令で定めるものを除く。))に関する監査を求め、監査の結果を請求することができる。この場合における監査の実施については、第二百九十九条第二項後段(監査の実施に関する政令への委任)の規定を準用する。

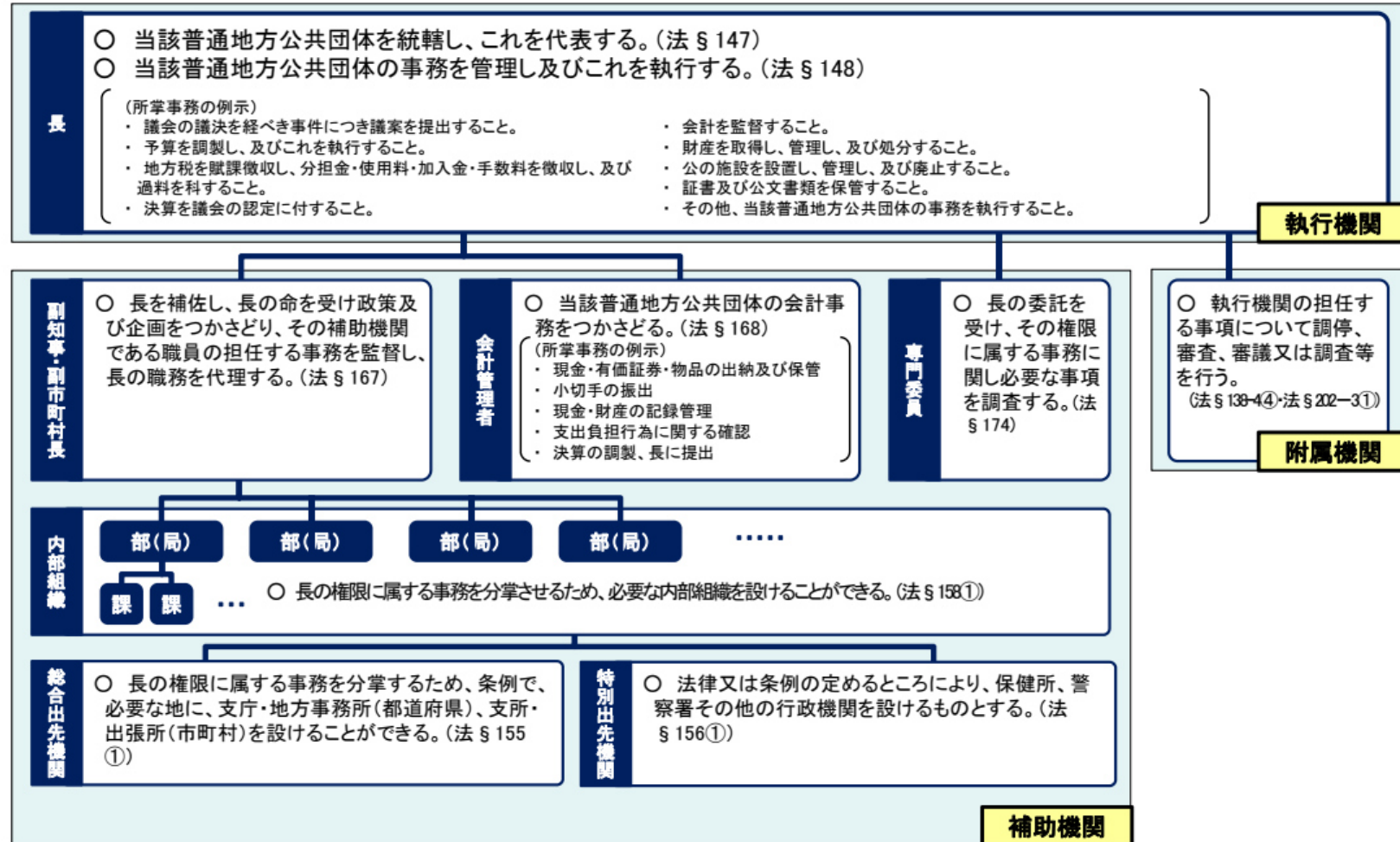
第九九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一〇〇条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。))に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- 1 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会在が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会在において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会的調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会在が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会し又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会在において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会的議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とし、その議会在における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- 16 政府は、都道府県の議会在に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会在に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 17 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会在及び他の都道府県の議会在に、公報及び適當と認める刊行物を送付しなければならない。
- 18 議会在は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第一〇〇条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

長とその組織



町長（執行機関）の役割【権限】

第一四七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第一四八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第一四九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

五 会計を監督すること。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七 公の施設を設定し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。

九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第一五二条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

2 副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは副市町村長も欠けたとき又は副知事若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。

3 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

第一五三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第一五四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第一五四条の二 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

第一五五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一五六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

3 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

4 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

5 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。

第一五七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第一五八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

第一五九条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。